

## 7 . 判 定

### 《判定の対象》

Q 1 : ある権利に関して、指摘する事実が無効理由にあたるかどうかの判定を請求することはできますか。

A 1 : 無効理由の存否については無効審判で判断されるため、判定の中で権利の有効・無効の判断を求めることはできません。特許庁における判定制度は、権利者が被審物（侵害被疑物、実施対象物）（慣行上イ号と表記）が自己の特許等の権利範囲に属するか否かの判断、あるいは、権利者でない者が、被審物（侵害被疑物、実施対象物）が権利者の権利範囲に属さないとの判断、を特許庁に求める制度です。判定の法的性質は審決とは異なり特許庁の意見の表明ですので法的拘束力はなく、判定結果に対する不服申立をすることもできません。

### 《判定請求時の「請求の理由」》

Q 2 : 判定請求時のイ号の説明はどの程度必要ですか。判断の材料は自分で収集しなければならないのでしょうか。それとも特許庁で集めてもらえるのでしょうか。

A 2 : 判定請求にあたっては、「請求の理由」としてイ号の説明が求められます。特許庁が判断材料を集めることはしませんので、「請求の理由」でイ号が十分に特定されていない場合には審理を行うことはできず、決定により請求が却下されます。判定請求書は可能な限り詳しく記載してください。判定請求書の書き方については、特許庁ホームページをご参照ください。掲載箇所は、「トップ画面」「制度・手続」「審判」「訂正審判・判定制度」「特許庁の判定制度について」になります。